

ブロック長・支部長各位

令和 2 年 5 月 14 日 (木)

公益財団法人日本少年野球連盟

会長 中谷 恵典

5月15日以降の新型コロナウイルス感染拡大防止策に関する通達

記

5月7日付の自粛通達を5月15日（金）から一部、解除致します。ただし、下記の「遵守事項」をしっかりと守り、各都道府県、市町村の解除状況、及び各ブロック長の判断による方針に従って下さい。

なお、練習再開に関しては当面の間、3密を防ぐために小学生の部は20人まで、中学生の部も学年別にするなどして同様の20人までで行い、練習時間は集合から解散まで各グループとも1日3時間以内とする。

【遵守事項】

- ①練習に参加する選手は自宅で検温し、保護者の同意を得る。指導者は練習参加前にそれを必ず確認し、練習参加は強制しない。
- ②グラウンドに来る全ての関係者は自宅で検温し、発熱や咳などの症状がある場合や同居者に同様の症状がある場合にはグラウンドへの立ち入りを禁止する。
- ③試合及び試合形式の練習は5月31日（日）まで禁止する。
- ④グラウンドへの入場時やトイレ後の手洗い、定期的なうがいを励行する。チームは手洗い用ハンドソープ、出来れば消毒用アルコールを用意する。
- ⑤3密防止のため室内など密閉空間での練習、ミーティングなどは行わない。
- ⑥選手は各自飲み物を持参とし、チームのジャグ等は使用しない。またグラウンド及び練習場では弁当などを食べない。
- ⑦保護者やその家族、チーム関係者はグラウンドにいる間マスクを着用し、お互いの会話時は2メートルほどの距離を開け、大きな声を出さず飛沫感染予防に努める。
- ⑧保護者やその家族は選手の送別以外、グラウンドに不要の滞在をしない。
- ⑨選手が通学する学校の指示、指導は最優先とする。
- ⑩国、都府県や市町村などからの禁止令があれば速やかに従う。

以上